

鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険条例（昭和34年鹿沼市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。